

第1回奈良県地域福祉推進計画策定委員会 議事録

開催日時：令和3年11月5日（金）10時00分～

開催場所：奈良春日野国際フォーラム 薨 会議室1

出席委員（敬称略 50音順）

岡本 雄嗣、金田 喜弘、小西 満洲男、小林 照代、辻村 泰範、中 幸司、永田 祐、
中村 秀雄、宮本 美紀子、八木 三郎、横井 扶紗

欠席委員（敬称略 50音順）橋本 侑子

1. 福祉医療部長挨拶

2. 委員・事務局紹介

3. 議事

（1）委員長の選任について

・委員長の選出 委員長：永田 祐 氏

（2）委員長代理の指名について

・委員長代理の指名 委員長代理：八木 三郎 氏

（3）奈良県地域福祉推進計画の改定について

（4）奈良県地域福祉推進計画の施策体系について

（永田委員長）

事務局より資料について説明をお願いしたい。

（吉岡地域福祉課長）

資料1、2、3、4について説明

（永田委員長）

施策体系を踏まえて、アクションプログラムを中心に、どのような観点からでもよいので、ご意見がある方は発言をお願いしたい。

（中村委員）

立派な計画だが、計画倒れはしないようにしてほしい。県として、39市町村に県の福祉の本気度を示すことができる案はあるのか。各市町村に1人ずつ派遣するぐらいの、福祉に取り組む本気度があるのかを尋ねたい。

(松山福祉医療部次長)

県の取組について、条例を制定したいと考えている。福祉は市町村が主体として取り組んでもらう必要があるが、条例で、市町村が具体的にこのような取組をしないといけないと記載することは法制上難しいので、市町村に対しては、取組の具体的な方策を県の計画の中で示していきたい。また、条例の制定にあたっては、議会で議決をいただく手続きが必要となり、県としての取組を示し、進めることについて県民に宣言することになる。条例が廃案にならない以上、県は取組を進めないといけないことを踏まえ、市町村への働きかけを進めていきたい。

各市町村に職員を派遣するという方法も考えられるが、39市町村に等しく派遣するのは現実には様々な困難がある。まずは方向性を示して、やる気のある市町村と手を組んで進めていくのが現実的だと考えている。県として計画を作るだけでなく、しっかりと市町村に根付かせるための方策も必要ということ肝に銘じて取り組んでいく。

(中村委員)

福祉の問題は行政も一体となって進めなければ上辺だけの計画になる。

(小西委員)

現在、県内市町村の地域福祉に対する取組の状況はどうなっているか。様々な事情で地域差があると思うが、県から市町村に声掛けし、地域差が無くなるよう進めていくと良いのではないか。

(吉岡地域福祉課長)

地域福祉の推進計画となる地域福祉計画の策定状況については、第3期計画が策定された平成29年には計画を策定している市町村は14市町村であった。令和3年3月現在では26市町村となっており、いくつかの市町村では現在策定中である。県としても未策定の市町村がなくなるように取り組んでいる。

(永田委員長)

前回計画を策定した際、市町村における地域福祉計画の策定率は全国と比べて非常に低かった。現在、14市町村から26市町村になっており、機運が徐々に高まっており、県の成果の一つとして考えられる。引き続き、進めていただきたい。

(宮本委員)

資料の4ページの基本的な考え方の図に、地域住民の困りごとを聞き、状況を把握し、問題を一緒に考え、つないで解決すると示されている。実態としては、この解決が非常に大変である。きれいに解決したように見えるケースというのは、地域に住まず施設へ入所するなど、地域の人も関わらなくなるもの。

解決の中には伴走型支援も含む説明があったが、伴走型支援は非常に時間もかかり、ボリュームもあって、ここに関わる住民、事業所、社協職員など日々奮闘をしている状況である。

住民のための計画ということであれば、伴走型支援を丁寧にしていかなければいけない。しかし、活動している中で、住民、事業者、社協や行政の間で温度差を感じ、つらいところでもある。何度も話し

合うことで解決したいと考えている。できるだけ同じ思いで取組を進めるためにも、話し合いが必要である。良い計画案が示されているが、実現に向けては人と時間が必要。協力者とともに、住民に向き合う姿勢が非常に重要。

(永田委員長)

基本的な考え方の図は、支援につないだら解決に至るという誤解を生じる可能性はある。つないでからも非常に大変で、困りごとから解決へ至るプロセスをどのように表したらよいだろうか。どう表現すれば実態を表すものになるか、図のイメージがあれば、ご意見をいただきたい。

(宮本委員)

1つの課題を解決したら、また、異なる課題が発見される。取組の中で、地域で関わる人や見守る人が増えていく、循環しているイメージがある。

(永田委員長)

きれいに解決する支援はほとんどない。複合的な課題の場合は特に当てはまるが、ゆっくりと解決に向かっていくイメージだと思う。

(中委員)

「福祉の奈良モデルの構築」の取組は、地域共生社会の実現への提起であると理解している。困っている人が支援を受ける側であると固定せず、誰もが支える側になり、支えられる側でもあることから誰もが役割と出番を持つ社会を作ることが重要ではないか。一方的に「助ける」だけでなく「助け合う」というスタンスにしてはどうか。また、人的・物的資源を活用するだけでなく、行政、専門職、地域住民との協働を進めることが重要であると明示しておく必要があるのではないか。

資料4の2ページについて、元々計画で規定していた大綱を条例にすることだが、条例の制定と合わせ、引き続き計画にも基本的な考え方は記載する必要があるのではないか。

基本的な考え方の図についても、問題への個別対応的なイメージだが、事後的対応に終始せず、住民同士が互いに気にかけて・支え合う地域をつくるという予防的対応が地域福祉の本質ではないか。そのためには、困っている人を早期に発見し、包括的に支援する仕組みづくりと気にかけて・支え合い、役割と出番のある地域づくりの取組も必要であることを明示することが重要ではないか。

「福祉の奈良モデル」において、県と市町村がともに汗をかくということを実現する点において非常に意義があると感じている。市町村での取組を成功させるために、福祉以外の領域との連携を進めるための庁内連携が重要ではないか。本県では小規模自治体が多いということで、郡部単位などの広域的な取組も必要となってくるのでは。さらに、このような取組を進めるためには、県庁内での連携も重要であると考えている。市町村地域福祉計画の策定率はまだまだ低い。県の計画で、地域福祉の推進に向けたスタンスを明確に示して、市町村計画の策定や改訂を牽引することも重要である。

(松山福祉医療部次長)

県が市町村とどのように関わるかについて、計画名称にも表している。県も自ら責任を果たしていく

という意図で、計画の名称は「県地域福祉支援計画」ではなく「県域地域福祉計画」としている。実際に各市町村でどのように取り組んでいただくかについて、一律に同じ取組を市町村に促すことは難しく、それぞれの市町村の実情に合わせる必要がある。具体的取組については、委員の皆様の意見を伺いながら、しっかりと計画に落とし込みたい。

(小林委員)

「支援体制の充実・強化」について、庁内及び多機関連携体制の構築のほか、地域への支援が必要である。県が、コーディネーターとなり支援を進めるための人材も確保できるよう進めてもらいたい。

それぞれの地域で計画を推進するにあたり、実際に地域で活動する社会福祉協議会との協力が重要となる。社協は市町村や、さらに地区社協もある。それらとの協力について、財政的な支援も含めて考えていただきたい。各地域の実情に合わせて進めないと、計画倒れになるのではないかな。

(吉岡地域福祉課長)

地域福祉の主体は市町村であるが、県の役割としては市町村の支援や複数の市町村にまたがる課題の調整などである。地域住民の困りごとの把握から支援へとつなげる中で、地域の実情の把握も含めCSWの役割は非常に大きい。県においては、CSWの養成研修などを、社会福祉協議会と協力して進めている。県の計画と社会福祉協議会の計画との連携も進めていきたい。

(松山福祉医療部次長)

人材確保は国の財政的支援も関係する話。財政的支援を待つのではなく、現在、奈良県が持っている資源を活用して取り組んでいきたい。まずは、今できることを示しながら進めていきたい。

(横井委員)

多機関連携や庁内連携の重要性について、計画で示した方が良いのではないかな。社会福祉士会でも、活動分野が広がってきており、子どもや防災、司法などの分野にも参画している。しかし、地域の中での会議等になると、従来の福祉の関係者でしか構成されていない状況が少なくない。各市町村においても例えば福祉分野と防災などの分野の連携が必要ではないかな。

計画期間が3年から5年に延びるとあるが、社会情勢の変化を鑑み、ヤングケアラーやLGBTQなどの新たな課題も県の計画に盛り込み、漏れ落ちの無いよう示す必要がある。

(吉岡地域福祉課長)

庁内連携は重要であると考えている。本委員会にも、福祉分野だけでなく、防災や住宅の担当者など、幅広く参加している。多機関であれば、医療や法律など、広い分野での連携が必要になってくる。連携方法については検討を進めているので、ご相談させていただきたい。

計画期間について、社会情勢を見極めた上での中間見直しが必要だと考えている。ヤングケアラーの問題等、昨今顕在化している課題についても計画に記載する必要を感じている。

(岡本委員)

認知症への対応について、各家庭において様々な対応があると思うが、どうしても施設に入れざるを得ない状況にすぐ対応できるような施設整備は進んでいるのか。

地域の課題について、ひきこもりはプライバシーとの兼ね合いで、家族に声をかけるのが難しいケースもある。また、本人は努力しているとは思うのだが、どのように声かけ等の支援をして回復してもらうかが難しい。

また、自治連合会として、自治会に若い人が入ってほしいという悩みがある。どのようにすれば自治会が活性化するのか。

(永田委員長)

ひきこもりについては、事例があれば宮本委員からご発言をお願いしたい。

(宮本委員)

本人は困っていないが家族は困っているようなケースの介入は難しい。本人が変わるためには、家族だけではなく、周りの協力が必要であり、自治会、隣近所、専門職などにも関わってもらう必要がある。

ひきこもりのケースでは、大掃除の手伝いなどで地域に出てもらおうと、「ありがとう」と声をかけてもらったので元気になった、いつでも手伝うと言われたことがある。声をかけて、地域の困りごとを手伝ってもらおうなどで、人の役に立つ経験をしてもらうのが良い。

(河井介護保険課長)

認知症となられた場合の具体的な入所スキームをご説明する。まず、お住まいの地域の地域包括支援センターに相談し、そこから高齢者グループホーム等の施設に入所していただく。施設の整備は、市町村で実情を把握し、それに合わせて行われている。

なお、介護保険を利用して施設に入所を希望される場合は、介護認定を受けてもらうことが必要。認知症と判定されると要介護1以上になる。この場合、高齢者グループホーム等への入所となる。特養は要介護認定3以上の人が対象となる。

(中村委員)

出生数など人口が減少している中、39市町村で給食センターなどの施設が整備されている。そういう施設をフル活用してはどうか。例えば、高齢者向けの弁当を作って、社協や民生委員などに配達してもらうなどの取組を進めてはどうか。

(永田委員長)

給食センターに限らず、既にある資源を活用することは重要である。

(金田委員)

地域づくりをどのように進めていくかが重要なポイントである。「共生のまちづくり」は前回の計画にも記載されている。さらに踏み込んで、個別の方策をどのように記載していくかがポイントである。

「福祉教育」とあるが、地域の人が福祉や人権も含めて学習できる、学びの場を作ることは大事である。介護実習等に限定せず、より広い意味で福祉教育を記載してはどうか。

CSWは、様々な場面に丁寧かつ苦労しながら向き合っている。そういう人たちを増やすとともに、スキルアップを図り、かつ、フォローも必要である。活躍できる環境づくりも必要となってくるので、これらの内容もアクションプログラムに記載してはどうか。

(辻村委員)

宮本委員の発言で、解決へのプロセスは複雑という話が印象に残っている。課題解決しながらまたあらたな課題の発見に向かうということを、PDCAサイクル的な視点で図に表現すると良いのでは。

また、予防的支援という視点が大事なので、計画にも記載してはどうか。市町村との協働・協調を考え、頭ごしではなく、市町村が自ら積極的に取り組めるような計画として示すと良いのでは。

(八木委員)

地域の困りごとをどのように解決につなげるのか。人との関係性が希薄化している中、共生をキーワードにしないと共生できない社会になってしまっている。

また、奈良県で運用するおもいやり駐車場の許可証の運用にもズレがあるように思う。あまり困っていないような人も許可証を表示して駐車している。条例や制度も見直しが必要ではないか。

介護人材の育成・確保については、外国人の活用に向けて、どのように進めているのかをお聞きしたい。

全体として、マクロ、メゾ、ミクロと様々で書きたい内容があるが、整合性を保ちつつ具体的なことを計画に書いていくのが良い。

(永田委員長)

介護人材の確保については、この計画に大きく関わる内容なので、次回の委員会で議論させていただきたい。

(5) 今後のスケジュールについて

(永田委員長)

今後のスケジュールについて事務局からご説明いただきたい。

(吉岡地域福祉課長)

資料5について 説明

・閉会の挨拶 (福祉医療部長)

(以上)